



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社福島銀行  
代表者名 取締役社長 森川 英治  
(コード：8562 東証第一部)  
問合せ先 取締役企画本部長 佐藤明則  
(TEL. 024-525-2924)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 151 回定時株主総会において必要な承認を得られることを条件に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### I. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当行は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を 100 株に変更するものであります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 151 回定時株主総会において、後記「II. 株式併合について」および後記「III. 定款の一部変更について」が承認可決されることを条件といたします。

## II. 株式併合について

### (1) 併合の目的

前記「I. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、単元株式数を 100 株に変更することに併せて、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

### (2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 （平成 29 年 3 月 31 日現在）	230,000,000 株
今回の併合により減少する株式数	207,000,000 株
株式併合後の発行済株式総数	23,000,000 株

④併合後の発行可能株式総数

9 千万株（併合前：9 億株）

⑤併合による影響

株式併合により、発行済株式総数は 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

### (3) 併合により減少する株式数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	14,005 名（100.0%）	230,000,000 株（100.0%）
10 株未満所有株主	290 名（2.1%）	419 株（0.0%）
10 株以上所有株主	13,715 名（97.9%）	229,999,581 株（100.0%）

上記の株主構成を前提として併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 290 名（所有株式数合計 419 数）は、株主としての地位を失うこととなりますが、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。

で、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 併合の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
株主総会開催日	平成29年6月23日
効力発生日	平成29年10月1日

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 併合の条件

平成29年6月23日開催予定の第151回定時株主総会において、本株式併合が承認可決されること、および後記「Ⅲ. 定款の一部変更について」が承認可決されることを条件としております。

Ⅲ. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

前記「Ⅰ. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、当行定款第7条に規定される普通株式およびA種優先株式の単元株式数を100株に変更するとともに、前記「Ⅱ 株式併合について」に記載した本株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、当行定款第5条に規定される発行可能株式総数および発行可能種類株式総数を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

以下のとおりです。

現行定款・変更定款対照表

現行定款	変更案
第2章	第2章
第5条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当銀行の発行可能株式数は <u>9億株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>9億株</u> 、A種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>9億株</u> とする。	第5条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当銀行の発行可能株式数は <u>9千万株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>9千万株</u> 、A種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>9千万株</u> とする。
第7条（単元株式数） 当銀行の普通株式およびA種優先株式の1単元の株式数は、それぞれ <u>1,000株</u> とする。	第7条（単元株式数） 当銀行の普通株式およびA種優先株式の1単元の株式数は、それぞれ <u>100株</u> とする。
(新設)	附則 第1条 <u>第5条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）および第7条（単元株式数）の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、当該効力発生日の経過後本附則を削除する。</u>

(3) 定款の一部変更の条件

平成29年6月23日開催予定の第151回定時株主総会において、本定款変更が承認可決されること、および前記「Ⅱ. 株式併合について」が承認可決されることを条件としております。

(4) 単元株式数の変更および株式併合並びに定款一部変更の日程

- |            |                |
|------------|----------------|
| ①取締役会決議日   | 平成29年5月12日     |
| ②定時株主総会決議日 | 平成29年6月23日（予定） |

③1,000株単位での売買最終日	平成29年9月26日(予定)
④100株単位での売買開始日	平成29年9月27日(予定)
⑤株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
⑥単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
⑦定款変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

以上

添付資料： (ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

(ご参考)

#### 株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

Q1 株式併合、単元株式数とはどのようなことですか。

A1 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数とは、株主総会および種類株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位として用いられています。

今般、当行では 10 株を 1 株にする株式併合と 1,000 株から 100 株への単元株式数の変更を予定しております。

Q2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A2 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を 100 株に統一するための取組みを推進しています。当行におきましても、この趣旨を踏まえ、当行の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することとしたものです。一方、証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を 5 万円以上 50 万円未満と定めております。当行が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施し、当行株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

Q3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A3 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

例	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例 2	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例 3	355 株	なし	35 株	なし	0.5 株
例 4	7 株	なし	なし	なし	0.7 株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合

（上記の例3～例4のような場合）は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成29年11月下旬から12月上旬頃にお支払いいたします。

なお、例3～例4の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記（※）の当行株式名義管理人にお問い合わせください。効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例4のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q4 資産価値には影響を与えないのですか。

A4 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当行株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q5 所有株式数が減れば、受け入れることができる配当金は減るのですか。

A5 株主様のご所有の株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、10株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることとなります。

Q6 株主は何か手続きが必要ですか。

A6 特段のお手続きの必要はございません。

なお、10株未満の株式につきましては、株式併合により端数株主となるため、これを当行が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は株主としての地位を失う

こととなります。

Q7 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A7 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 23 日 (金)	第 151 回定時株主総会開催日
平成 29 年 9 月 15 日 (金)	株式併合公告
平成 29 年 9 月 26 日 (火)	現在の単元株式数 (1,000 株) での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日 (水)	変更後の単元株式数 (100 株) での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 (日)	株式併合、単元株式数変更および発行可能株式総数変更 の効力発生日

※当行の株主名簿管理人

日本証券代行株式会社 代理人部

〒168-8620 東京都杉並区和泉 2 丁目 8 番 4 号

電話：0120-707-843 (フリーダイヤル)

受け付け時間 9：00～17：00 (土・日・祝日を除く)

以上